



宮 崎 県 公 報

令和4年6月13日(月曜日) 第314号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

| | |
|-------------------------------------|---|
| 告 示 | 頁 |
| ○道路の供用の開始…………… (道路保全課) 1 | |
| 公 告 | |
| ○大規模小売店舗の変更に関する届出 (10件) … (商工政策課) 1 | |
| ○土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 6 | |

| | |
|----------------------------------|--|
| ○土地改良区の管理規程の変更の認可…………… (農村整備課) 7 | |
| 病院局公告 | |
| ○入札公告…………… 7 | |
| 公安委員会公告 | |
| ○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 8 | |
| 監査委員告示 | |
| ○包括外部監査契約に基づく監査に係る補助者…………… 9 | |

告 示

宮崎県告示第 397号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年6月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|------|-------|-------|--|-----------|
| 39 | 県道 | 西都南郷線 | 東臼杵郡美郷町南郷上渡川字橋野原3094番地先から同郡同町南郷上渡川同字3072番1地先まで | 令和4年6月13日 |

公 告

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和4年6月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
タカミヤ宮崎恒久店・ドラッグストアモリ恒久店

宮崎市大字恒久字小橋4378番 外

- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森竜馬

福岡県朝倉市一木1148番地の1

オリックス株式会社 代表執行役 井上亮

東京都港区浜松町二丁目4番1号

- 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信

福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

オリックス株式会社 代表執行役 井上亮

東京都港区浜松町二丁目4番1号

(変更後) 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森竜馬

福岡県朝倉市一木1148番地の1

オリックス株式会社 代表執行役 井上亮

東京都港区浜松町二丁目4番1号

- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称) オリックス貸店舗・ドラッグストアモリ

恒久店

宮崎市大字恒久字小橋4378番 外

(変更後) タカミヤ宮崎恒久店・ドラッグストアモリ恒久店

宮崎市大字恒久字小橋4378番 外

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信

福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

株式会社タカミヤ 代表取締役 上田桂嗣

福岡県北九州市八幡東区前田企業団地1-1

(変更後) 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森竜馬

福岡県朝倉市一木1148番地の1

株式会社タカミヤ 代表取締役 上田桂嗣

福岡県北九州市八幡東区前田企業団地1-1

- 4 変更の年月日

| | |
|---|---|
| <p>(1) 令和元年5月27日</p> <p>(2) 平成28年9月14日</p> <p>(3) 令和元年5月27日</p> <p>5 変更する理由</p> <p>(1) 代表者変更のため</p> <p>(2) 名称が確定したため</p> <p>(3) 代表者変更のため</p> <p>6 届出年月日</p> <p>令和4年5月26日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所</p> <p>宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間</p> <p>令和4年6月13日から令和4年10月13日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先</p> <p>宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間</p> <p>令和4年6月13日から令和4年10月13日まで</p> <p>9 意見書の記載事項</p> <p>意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>令和4年6月13日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>宮崎大塚貸店舗</p> <p>宮崎市大塚町2999番8号 他</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>オリックス株式会社 代表執行役 井上亮</p> <p>東京都港区浜松町二丁目4番1号</p> <p>3 変更した事項</p> <p>大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>(変更前) (仮称) 宮崎大塚貸店舗</p> <p>宮崎市大塚町2999番8号 他</p> <p>(変更後) 宮崎大塚貸店舗</p> <p>宮崎市大塚町2999番8号 他</p> <p>4 変更の年月日</p> <p>令和元年11月22日</p> <p>5 変更する理由</p> <p>名称が確定したため</p> <p>6 届出年月日</p> | <p>令和4年5月26日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所</p> <p>宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間</p> <p>令和4年6月13日から令和4年10月13日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先</p> <p>宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間</p> <p>令和4年6月13日から令和4年10月13日まで</p> <p>9 意見書の記載事項</p> <p>意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>令和4年6月13日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>ヤマダ電機テックランド宮崎花ヶ島店</p> <p>宮崎市花ヶ島町瀬々町2600 外38筆</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>オリックス株式会社 代表執行役 井上亮</p> <p>東京都港区浜松町二丁目4番1号</p> <p>3 変更した事項</p> <p>大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>(変更前) 株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇</p> <p>群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11</p> <p>(変更後) 株式会社ヤマダデンキ 代表取締役 小林辰夫</p> <p>群馬県高崎市栄町1番1号</p> <p>4 変更の年月日</p> <p>名称・代表者 令和2年10月1日</p> <p>住所 平成20年7月1日</p> <p>5 変更する理由</p> <p>名称・代表者・住所を変更したため</p> <p>6 届出年月日</p> <p>令和4年5月26日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所</p> <p>宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務</p> |
|---|---|

事務所総務商工センター

(2) 期間

令和 4 年 6 月 13 日から令和 4 年 10 月 13 日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和 4 年 6 月 13 日から令和 4 年 10 月 13 日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和 4 年 6 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スポーツデポ都城店
都城市都北町5740番 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

オリックス株式会社 代表執行役 井上亮
東京都港区浜松町二丁目4番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称) スポーツデポ都城都北店
都城市都北町5740番 外
(変更後) スポーツデポ都城店
都城市都北町5740番 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社アルペン 代表取締役 水野泰三
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号
(変更後) 株式会社アルペン 代表取締役 水野敦之
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号

4 変更の年月日

- (1) 平成26年4月10日
(2) 平成28年9月28日

5 変更する理由

- (1) 名称が確定したため
(2) 代表者を変更したため

6 届出年月日

令和 4 年 5 月 26 日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務

事務所総務商工センター

(2) 期間

令和 4 年 6 月 13 日から令和 4 年 10 月 13 日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和 4 年 6 月 13 日から令和 4 年 10 月 13 日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和 4 年 6 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス都城早鈴店
都城市早鈴町1652番地1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

オリックス株式会社 代表執行役 井上亮
東京都港区浜松町二丁目4番1号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
(変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

4 変更の年月日

平成30年6月1日

5 変更する理由

代表者を変更したため

6 届出年月日

令和 4 年 5 月 26 日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和 4 年 6 月 13 日から令和 4 年 10 月 13 日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

| | |
|--|--|
| <p>(2) 期間 令和 4 年 6 月 13 日から令和 4 年 10 月 13 日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>令和 4 年 6 月 13 日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 オリックス貸店舗 延岡市昭和町二丁目55番 1 外</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 オリックス株式会社 代表執行役 井上亮 東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号</p> <p>3 変更した事項 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (変更前) (仮称) オリックス貸店舗 延岡市昭和町二丁目55番 1 外 (変更後) オリックス貸店舗 延岡市昭和町二丁目55番 1 外 (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社アルペン 代表取締役 水野泰三 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目 9 番 40 号 その他未定 (変更後) 株式会社アルペン 代表取締役 水野敦之 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目 9 番 40 号 株式会社南九州ファミリーマート 代表取締役 飯塚隆 鹿児島県鹿児島市真砂本町 3 番 67 号</p> <p>4 変更の年月日 (1) 平成27年 9 月 18 日 (2) 株式会社アルペン 平成28年 9 月 28 日 株式会社南九州ファミリーマート 平成27年 9 月 18 日</p> <p>5 変更する理由 (1) 名称が確定したため (2) 株式会社アルペン 代表者を変更したため 株式会社南九州ファミリーマート 小売業者が確定したため</p> <p>6 届出年月日 令和 4 年 5 月 26 日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務</p> | <p>事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 令和 4 年 6 月 13 日から令和 4 年 10 月 13 日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課 (2) 期間 令和 4 年 6 月 13 日から令和 4 年 10 月 13 日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>令和 4 年 6 月 13 日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 タイヨー日南店 日南市大字星倉字貝守4426番 2 外19筆</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 オリックス株式会社 代表執行役 井上亮 東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号</p> <p>3 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地 株式会社ゲオ 代表取締役 吉川恭史 愛知県名古屋市中区富士見町 8 番 8 号 (変更後) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一朗 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地 株式会社ゲオホールディングス 代表取締役 遠藤 結蔵 愛知県名古屋市中区富士見町 8 番 8 号</p> <p>4 変更の年月日 株式会社タイヨー 平成30年 5 月 16 日 株式会社ゲオホールディングス 令和 2 年 9 月 1 日</p> <p>5 変更する理由 株式会社タイヨー 代表者変更のため 株式会社ゲオホールディングス 吸収合併のため</p> <p>6 届出年月日 令和 4 年 5 月 26 日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務</p> |
|--|--|

| | |
|---|--|
| <p>事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 令和 4 年 6 月 13 日から令和 4 年 10 月 13 日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 令和 4 年 6 月 13 日から令和 4 年 10 月 13 日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>令和 4 年 6 月 13 日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパードラッグコスモス西都調殿店 西都市大字調殿字堀の内1050番地1 外4筆</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 オリックス株式会社 代表執行役 井上亮 東京都港区浜松町二丁目4番1号</p> <p>3 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 (変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階</p> <p>4 変更の年月日 平成30年6月1日</p> <p>5 変更する理由 代表者を変更したため</p> <p>6 届出年月日 令和 4 年 5 月 26 日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 令和 4 年 6 月 13 日から令和 4 年 10 月 13 日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> | <p>(2) 期間 令和 4 年 6 月 13 日から令和 4 年 10 月 13 日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>令和 4 年 6 月 13 日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドラッグストアモリ西都店・マックスバリュ西都店 西都市大字右松字三反田2134番1 外</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森竜馬 福岡県朝倉市一木1148番地の1 オリックス株式会社 代表執行役 井上亮 東京都港区浜松町二丁目4番1号</p> <p>3 変更した事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1 オリックス株式会社 代表執行役 井上亮 東京都港区浜松町二丁目4番1号 (変更後) 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森竜馬 福岡県朝倉市一木1148番地の1 オリックス株式会社 代表執行役 井上亮 東京都港区浜松町二丁目4番1号</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1 マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 柴田英二 福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号 (変更後) 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森竜馬 福岡県朝倉市一木1148番地の1 イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号</p> <p>4 変更の年月日</p> <p>(1) 令和元年5月27日 (2) 株式会社ドラッグストアモリ 令和元年5月27日 イオン九州株式会社 令和2年9月1日</p> <p>5 変更する理由</p> |
|---|--|

(1) 代表者変更のため
 (2) 株式会社ドラッグストアモリ 代表者変更のため
 イオン九州株式会社 吸収合併したため

6 届出年月日
 令和 4 年 5 月 26 日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 (1) 場所
 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 (2) 期間
 令和 4 年 6 月 13 日から令和 4 年 10 月 13 日まで

8 意見書の提出先及び期間
 (1) 提出先
 宮崎県商工観光労働部商工政策課
 (2) 期間
 令和 4 年 6 月 13 日から令和 4 年 10 月 13 日まで

9 意見書の記載事項
 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和 4 年 6 月 13 日
 宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ダイレックス国富店
 東諸県郡国富町本庄 583番 1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 オリックス不動産株式会社 代表取締役 深谷敏成
 東京都港区浜松町二丁目 3 番 1 号

3 変更した事項
 (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (変更前) オリックス不動産株式会社 代表取締役 松本哲男
 東京都港区芝二丁目14番5号
 (変更後) オリックス不動産株式会社 代表取締役 深谷敏成
 東京都港区浜松町二丁目 3 番 1 号
 (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司
 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
 (変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志
 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地

4 変更の年月日
 (1) 代表者 令和 2 年 1 月 1 日
 住所 平成 31 年 2 月 12 日
 (2) 平成 29 年 6 月 27 日

5 変更する理由
 (1) 代表者・住所を変更したため
 (2) 代表者を変更したため

6 届出年月日
 令和 4 年 5 月 26 日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 (1) 場所
 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 (2) 期間
 令和 4 年 6 月 13 日から令和 4 年 10 月 13 日まで

8 意見書の提出先及び期間
 (1) 提出先
 宮崎県商工観光労働部商工政策課
 (2) 期間
 令和 4 年 6 月 13 日から令和 4 年 10 月 13 日まで

9 意見書の記載事項
 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、梶山土地改良区（三股町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 4 年 6 月 13 日
 宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

| 役 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|-----------|--------------------|
| 理 事 | 鈴 木 治 明 | 北諸県郡三股町大字長田2980番地1 |
| 理 事 | 溝 口 良 信 | 北諸県郡三股町大字長田3378番地 |
| 理 事 | 満 来 和 秋 | 北諸県郡三股町大字長田3343番地 |
| 理 事 | 嘉 藤 繁 | 北諸県郡三股町大字長田2899番地 |
| 理 事 | 新 納 長 次 郎 | 北諸県郡三股町大字長田2914番地 |
| 理 事 | 財 部 正 次 | 北諸県郡三股町大字長田3310番地 |
| 理 事 | 下 石 康 博 | 北諸県郡三股町大字樺山1180番地4 |
| | | |

| | | |
|-----|---------|------------------------|
| 理 事 | 釘 元 信 一 | 北諸県郡三股町大字長田 215番地 1 |
| 監 事 | 茨 木 健 | 北諸県郡三股町大字長田2923番地 |
| 監 事 | 竹ノ内 徳 夫 | 北諸県郡三股町大字長田1151番地 |
| 監 事 | 小 牧 俊 光 | 北諸県郡三股町大字樺山4955番地 3 |

(任期：令和6年4月20日まで)

2 退任した役員

| 役 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|------------------------|
| 理 事 | 鈴 木 治 明 | 北諸県郡三股町大字長田2980番地 1 |
| 理 事 | 溝 口 良 信 | 北諸県郡三股町大字長田3378番地 |
| 理 事 | 満 来 和 秋 | 北諸県郡三股町大字長田3343番地 |
| 理 事 | 嘉 藤 繁 | 北諸県郡三股町大字長田2899番地 |
| 理 事 | 新 納 長次郎 | 北諸県郡三股町大字長田2914番地 |
| 理 事 | 財 部 正 次 | 北諸県郡三股町大字長田3310番地 |
| 理 事 | 下 石 康 博 | 北諸県郡三股町大字樺山1180番地 4 |
| 理 事 | 釘 元 信 一 | 北諸県郡三股町大字長田 215番地 1 |
| 監 事 | 茨 木 健 | 北諸県郡三股町大字長田2923番地 |
| 監 事 | 竹ノ内 徳 夫 | 北諸県郡三股町大字長田1151番地 |
| 監 事 | 小 牧 俊 光 | 北諸県郡三股町大字樺山4955番地 3 |

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第3項の規定により、西諸土地改良区(小林市)から令和4年4月12日付けで申請のあった管理規程の変更を次のとおり認可した。

令和4年6月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 管理規程の名称
浜ノ瀬ダム管理規程
- 認可年月日
令和4年6月6日
- 管理規程の概要
第1章 総則
第2章 ダム等の管理の原則

- 第1節 流水の貯留及び放流の方法
 - 第2節 放流の際にとるべき措置等
 - 第3章 洪水における措置に関する特則
- 附則

病院局公告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和4年6月13日

宮崎県立宮崎病院長 嶋 本 富 博

1 競争入札に付する事項

- 購入物品及び数量 顕微鏡・人工呼吸器等医療機器 一式
- 購入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- 納入期限 令和5年3月31日
- 納入場所 県立宮崎病院
- 入札方法 (1)の購入物品について、入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - 令和4年宮崎県告示第92号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。
 - 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを、契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
 - 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づく資格停止(以下「資格停止」という。)を受けていないこと。なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、資格停止を受けたときから入札に参加することはできない。
 - 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- 入札に参加しようとする者は、(1)ア及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を令和4年6月24日までに宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当に提出しなければならない。
- 契約条項を示す場所及び期間
 - 場所 宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当
宮崎県宮崎市北高松町5番30号
郵便番号 880-8510 電話番号0985(24)4181
 - 期間 令和4年6月13日から令和4年7月5日まで(土曜日及び日曜日を除くものとし、午前9時から午後5時まで)
- 入札説明書の交付場所及び交付期間

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第16号

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和 4 年 6 月 13 日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

| 種 類 | 警備業務の区分 | 講 習 の 実 施 日 | 定 員 |
|--------|---------|---------------------------------------|-----|
| 新規取得講習 | 3号警備業務 | 令和4年9月5日（月）から9月12日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。） | 20人 |

2 講習の対象者

講習の対象者は、法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項に規定する合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、1年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、1年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
宮崎県技能検定センター
電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管

- (1) 場所 宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当
- (2) 期間 令和4年6月13日から令和4年7月5日まで（土曜日及び日曜日を除くものとし、午前9時から午後5時まで）
- 5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
 - (1) 提出場所 宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当
 - (2) 提出期限 令和4年7月5日 午後5時 必着
 - (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）
- 6 開札の場所及び日時
 - (1) 場所 宮崎県立宮崎病院 4階 44・45会議室
 - (2) 日時 令和4年7月6日 午前10時
- 7 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。
- 8 入札の無効に関する事項

病院局財務規程第 107条に規定する入札は、無効とする。
- 9 落札者の決定方法
 - (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
 - (2) 予定価格の範囲で最低の価格で入札した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- 10 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨
- 12 質問回答
 - (1) 質問 本件入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。
 - ア 提出期限 令和4年6月24日 午後5時まで
 - イ 提出先 宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当
 - ウ 提出方法 電子メールによること。
メールアドレス：miyazaki-hp@pref.miyazaki.lg.jp
 - (2) 回答 質問に対する回答は、次のとおり行う。
 - ア 回答期限 令和4年6月29日 午後5時まで
 - イ 回答方法 個別に電子メールで通知する。
 - ウ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。
- 13 その他
 - (1) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
 - (2) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- 14 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A set of medical equipment such as microscopes and ventilators.
 - (2) Time Limit for Tender: 5:00p.m. 5 July , 2022
 - (3) Contact point for the notice:Medical Affairs,Management , and Planning Division,Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital, 5-30 Kitatakamatsucho Miyazaki-City,Miyazaki, 88 0-8510 Japan. TEL :0985-24-4181

轄する警察署でも受理する。

(2) 提出日時

| 警備業務の区分 | 提出日時 |
|---------|--|
| 3号警備業務 | 令和4年7月25日（月）から8月5日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで |

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

| 種 類 | 警備業務の区分 | 手数料 |
|--------|---------|---------|
| 新規取得講習 | 3号警備業務 | 38,000円 |

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。

(2) 公示後、社会情勢の変化により、講習実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。

(3) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業務係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

監査委員告示

監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年6月13日

宮崎県監査委員 緒 方 文 彦

宮崎県監査委員 安 樂 健 一

宮崎県監査委員 丸 山 裕次郎

宮崎県監査委員 山 下 博 三

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

| 氏 名 | 住 所 |
|---------|-------------------------------------|
| 塩 塚 正 康 | 福岡県久留米市花畑1丁目20番地1 サンリヤン花畑駅南 501号 |
| 清 家 秀 夫 | 宮崎市青葉町 106番地2 |
| 中 原 義 博 | 宮崎市中村西2丁目3番23号 |
| 安 田 文 彦 | 宮崎市下北方町花切5681番地7 エンブレマ花切 |

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和4年5月30日から令和5年3月31日まで

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|